

市立伊丹病院 正規職員 医療ソーシャルワーカー 募集要項

1. 職種・採用予定人数・受験資格

| | |
|--------|--|
| 職 種 | 医療ソーシャルワーカー |
| 採用予定人数 | 1名 |
| 受験資格 | 社会福祉士の資格を保有する昭和46年4月2日以降に生まれた方 ※ 医療ソーシャルワーカーとしての勤務経験者や、精神保健福祉士の資格を保有している方優遇。 ※ 地方公務員法 第16条 に該当する方は受験できません。 |

2. 採用試験

| | |
|------|--|
| 内 容 | 作文（1時間：800字）・面接 ※ 試験前に職場見学へお越しください。 |
| 試験日時 | 随時 ※ 日程調整させていただきます。 |
| 場 所 | 市立伊丹病院 2階 総務課 ※ 試験時間の15分前にお越しください。 |

3. 募集手続

| | |
|-------|--|
| 申 込 先 | 〒664-8540 伊丹市昆陽池1丁目100番地 市立伊丹病院 2階 総務課人事研修担当 TEL 072-777-3118（直通） |
| 提出書類 | <input type="checkbox"/> 統一応募用紙（当院専用用紙（A4）・HPからダウンロード可） <input type="checkbox"/> 職務経歴書（職務経歴について業績等を詳しく記載。A4様式自由） <input type="checkbox"/> 社会保険福祉士登録証の写し1部 精神保健福祉士の資格も保有している場合は登録証の写し1部 <input type="checkbox"/> 結果返信用 長形3号封筒（宛名明記・84円切手貼付） |

4. 合格者発表および採用

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 試 験 合格者発表 | 試験日より2週間以内 |
| 採用予定日 | 健康診断を実施の上、異常がない場合採用（採用月要相談） |

5. 待遇等

| | |
|---------------------|--|
| 身 分 | 地方公務員 |
| 給 与 月 額 (地域手当含む) | 大学卒 209,440円 短大卒 187,440円 ※ 経験年数に応じた加算があります。 |
| 諸 手 当 | 規定により地域手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当等を支給（給与改定等により現在額が変更される場合があります。） |
| 期末勤勉手当 | 支給月 6月・12月（令和2年度実績4.45カ月） 支給率 伊丹市一般職員の給与に関する条例による |

6. 勤務体制等

| | |
|------|--|
| 勤務体制 | 週休2日制 日勤：8時30分～17時15分 |
| 休暇等 | 有給休暇（年間20日付与）・育児休業（最大3年間）・病気休暇・介護休暇・夏季休暇（令和2年度実績5日付与）・子の看護休暇・忌引休暇等 |

7. 福利厚生等

| | |
|--------|---|
| 年金・貸付等 | 兵庫県市町村職員共済組合に加入し、年金・各種給付・貸付制度が保障されます。 |
| 福利厚生 | 伊丹市職員厚生会に加入し、レクリエーション行事、給付等福利厚生事業に参加できます。院内保育所あり。被服の貸与あり（白衣）。 |

8. 試験結果の開示

不採用者に対してのみ、総合得点・総合順位を開示します。

開示を希望される場合は、受験者本人が本人確認のできるもの（免許証・パスポート等）を持参し、直接、事務局総務課に申し出てください。開示を請求できる期間は、不合格の通知を受け取った日から1か月以内とします。

※ 受験者本人以外には開示いたしません（電話・FAX・郵便・電子メール等での開示請求はできません）。

9. 市立伊丹病院のホームページ

アドレス <http://www.hosp.itami.hyogo.jp/>

10. 問合せ先・病院見学

採用や病院見学に関するお問い合わせは、総務課へお電話かメールまたはホームページの問合せフォームにてご連絡ください。

市立伊丹病院 総務課人事研修担当

TEL:072-777-3118（人事研修担当直通）平日9:00～17:00

E-mail: itami-hp@city.itami.lg.jp

※ 地方公務員法【抜粋】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者